

希望郷いわて景観フォトコンテスト実施要綱

(目的)

第1 県内の良好な景観づくりに貢献していると認められる景観や、景観の一角を担う屋外広告物を表彰することにより、岩手の個性を生かした魅力ある景観形成に対する県民意識を高め、本県の美しい景観づくりに寄与することに加え、県内外に岩手県の景観のすばらしさを伝えることで地域振興や交流人口の増加による地域経済の活性化を目的とする。

(実施主体)

第2 岩手県県土整備部都市計画課が実施主体となり、希望郷いわて景観フォトコンテスト選考委員会(以下「選考委員会」という。)を組織して実施する。

(実施概要)

第3 景観部門、屋外広告物部門、特別部門を設け、各部門において応募又は推薦のあった作品のうち、優れたものを表彰する。

(実施の方法)

第4 原則として毎年度1回行うものとする。

2 表彰は、各年度、別に定める実施要領に基づき、選考によって選出された優れた作品を対象とする。

3 応募又は推薦の方法については別に定める実施要領による。

(表彰の種類等)

第5 景観部門、屋外広告物部門、特別部門から優れた作品を選定し表彰する。

2 選考のための審査については、別に定める実施要領による。

(その他)

第6 この要綱に定めるほか、本コンテストについて必要な事項は選考委員会の意見を基に都市計画課において定める。

附 則

この要綱は、令和7年5月23日から施行する。

この要綱は、令和8年5月18日から施行する。